

根戸小学校PTA会則改定案

根戸小学校PTA会長
山崎光明

近年、根戸小学校のPTAでは昔からの活動内容を継承するのではなく、現在の状況に合わせた活動内容に変更を行ってきました。その活動内容をきちんと会則に盛り込んで会則に沿った活動を行うためにこの改定案を提出いたします。

今回の改定の目的は、一つは会則に記載されている内容と実際の活動内容が合っていない記載を、現在の活動内容に合わせた記述に直すこと。

もう一つはPTAの元々の理念の一つである「保護者と教員が学びあうことで教養を高める」ことを受けて文化委員会が設けられていますが、活動が形骸化していること(文化委員会主催の講演会に役員と文化委員以外の出席がほとんどない)、そもそも根戸小PTAでは前述の理念をPTAの目的として掲げておらず、よりその目的に専念した活動を行っていきたいと考え、根戸小PTAの充実した活動の一つであるベルマーク活動を担う委員会に変更することを目的とします。

【改定案1】

銀行の名義変更時に会則の提示を求められ、会則に住所の記載がないと受理されないため、住所の記載をします。

(現行)

第1条 名称及び事務局

この会は「根戸小学校PTA」と称し(以下「この会」と呼ぶ)、事務局を根戸小学校内に置く。

↓

(改定案)

第1条 名称及び事務局

この会は「根戸小学校PTA」と称し(以下「この会」と呼ぶ)、事務局を根戸小学校内(千葉県我孫子市つくし野4-17-1)に置く。

【改定案2】

文化委員会の過去の活動が形骸化しているため、ベルマーク活動を行う委員会に変更をいたします。

同時に組織構成上、学級委員会の配下に位置していた各委員会(広報委員会、本部役員選考委員会、バザー委員会、ベルマーク委員会)および地区委員会を全て同列の扱いとするようにします。

すでに学級単位の委員選出から学年単位での委員選出に変更となっていて、学級委員という呼称や考え方が合わなくなっているため、現状の活動内容に合わせた変更となります。

(現行)

第 11 条 この会は次の機関を置く。

- 1.定期総会(臨時総会)
- 2.常任委員会
- 3.本部役員会
- 4.学級委員
- ①学年委員会
- ②文化委員会
- ③広報委員会
- ④本部役員選考委員会
- ⑤バザー委員会
- 5.地区委員会
- 6.実行委員会(常任委員会が必要と定めたとき)

↓

(改定案)

第 11 条 この会は次の機関を置く。

- 1.定期総会(臨時総会)
- 2.常任委員会
- 3.本部役員会
- 4.委員会
- ①学年委員会
- ②広報委員会
- ③本部役員選考委員会
- ④バザー委員会
- ⑤ベルマーク委員会
- ⑥地区委員会
- 5.実行委員会(常任委員会が必要と定めたとき)

【改定案3】

文化委員会からベルマーク委員会に、学級委員会から委員会に記載を修正します。

基本的に内容自体の変更はありませんが、広報委員会は広報誌の発行からホームページでの情報発信に活動内容の中心が移行しているため、柔軟な活動ができるように修正します。

また委員の選考方法も臨機応変な対応ができるように変更します。

(現行)

第 12 条

2.常任委員会

①常任委員会は、本部役員会、各学年委員会代表、文化委員会代表、広報委員会代表、本部役員選考委員会代表、バザー委員会代表、地区委員会各ブロック代表、実行委員会代表で構成す

る。

③本部役員会、各学年委員会、文化委員会、広報委員会、本部役員選考委員会、バザー委員会、地区委員会、実行委員会は、活動の経過及び結果を常任だよりにて報告する。

⑤常任委員会の議決権は、会長・副会長・書記・会計・学年委員(各学年 1)・文化(1)・広報(1)・バザー(1)・地区委員(各ブロック1)とし、本部役員選考委員、実行委員、会計監査と顧問は含まれない。

↓

(改定後)

第 12 条

2.常任委員会

①常任委員会は、本部役員会、学年委員会代表、広報委員会代表、本部役員選考委員会代表、バザー委員会代表、ベルマーク委員会代表、地区委員会各ブロック代表、実行委員会代表で構成する。

③本部役員会、学年委員会、広報委員会、本部役員選考委員会、バザー委員会、ベルマーク委員会、地区委員会、実行委員会は、活動の経過及び結果を常任だよりにて報告する。

⑤常任委員会の議決権は、会長・副会長・書記・会計・学年委員(各学年 1)・広報委員(1)・バザー委員(1)・ベルマーク委員(1)・地区委員(各ブロック1)とし、本部役員選考委員、実行委員、会計監査と顧問は含まれない。

(現行)

第 12 条

4.学級委員

①学級委員は、学年委員・本部役員選考委員・バザー委員・文化委員・広報委員によって構成される。毎年4月初頭に開催される「保護者会」において、必要に応じた人数の学級委員を互選により選出する。また各委員会から代表者を2名ずつ選出し、この代表者が委員会を招集する。

②学級委員は、学級内の保護者の活動の取りまとめ、及び各委員会の活動を行う。

(1)学年委員会

学年委員会は、各学級・学年の諸行事及び活動にあたる。

また、6年は卒業にむけての活動をし、その会計はPTA会計より独立する。但し、収支報告をし、監査は会計監査が行う。

(2)広報委員会

広報委員会は、広報「すぎな」を発行し、その他の広報活動にあたる。

(3)文化委員会

文化委員会は、会員相互の親睦・学習・その他の文化的な諸活動にあたる。

(4)本部役員選考委員会(6年を除く)

イ.本部役員選考委員会は、次年度本部役員の選考にあたる。

ロ.当委員会は本部役員候補の選考方法を決定しこの会の会員に告知する。

ハ.当委員は次年度本部役員の任命を受けることはできない。

ニ.当委員は他の学級委員または地区委員を兼任することができる。

(5)バザー委員会

バザー委員会は、バザーの企画・運営を行う。

5.地区委員会

①地区委員は、各地区の保護者の中で互選し委員の中から2名の代表者を選出し、委員会を構成する。任期は、3月から翌年度3月までの13ヶ月間とする。

②地区委員会は、次の活動を行う。

- (1)各地区での児童の安全を確保するために、交通安全と通学路の管理にあたる。
- (2)地域社会での児童の動態を観察し、非行防止や遊びの安全に努める。
- (3)地域会員との連絡を密にし、その他必要に応じて活動する。

↓

(改定後)

第12条

4.委員会

委員会は、学年委員・広報委員・本部役員選考委員・バザー委員・ベルマーク委員、地区委員によって構成される。

年度はじめに行われる総会までに必要に応じた人数の委員を選出する。

また各委員会から代表者を2名ずつ選出し、この代表者が委員会を招集し活動を行う。

(1)学年委員会

学年委員会は、各学級・学年の諸行事及び活動にあたる。

また、6年は卒業にむけての活動をし、その会計はPTA会計より独立する。

但し、収支報告をし、監査は会計監査が行う。

(2)広報委員会

広報委員会は、PTA活動の内容を広報する活動にあたる。

(3)本部役員選考委員会(6年を除く)

イ.本部役員選考委員会は、次年度本部役員の選考にあたる。

ロ.当委員会は本部役員候補の選考方法を決定しこの会の会員に告知する。

ハ.当委員は次年度本部役員の任命を受けることはできない。

ニ.当委員は他の委員を兼任することができる。

(4)バザー委員会

バザー委員会は、バザーの企画・運営を行う。

(5)ベルマーク委員会

ベルマーク委員会は、ベルマークの回収、仕分け、発送、集計等のベルマークに関する活動を行う。

(6)地区委員会

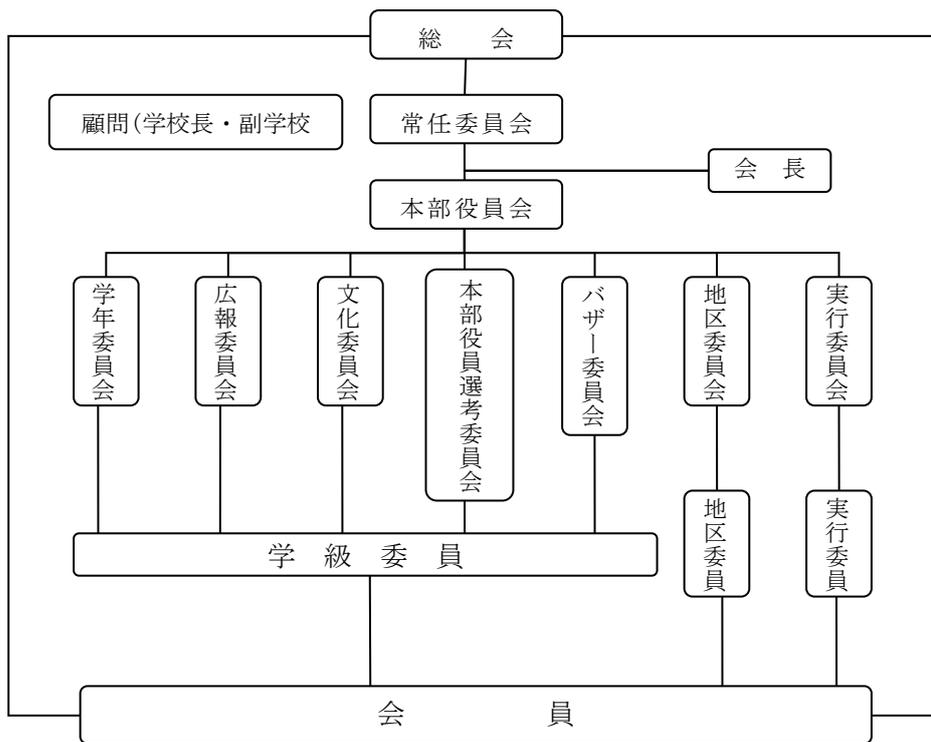
①地区委員は、各地区の保護者の中で互選し委員の中から2名の代表者を選出し、委員会を構成する。任期は、3月から翌年度3月までの13ヶ月間とする。

②地区委員会は、次の活動を行う。

- イ.各地区での児童の安全を確保するために、交通安全と通学路の管理にあたる。
- ロ.地域社会での児童の動態を観察し、非行防止や遊びの安全に努める。
- ハ.地域会員との連絡を密にし、その他必要に応じて活動する。

(現行)

根戸小学校 PTA組織図



↓

(改定後)

根戸小学校 PTA組織図

